

平成 23 年 11 月 24 日

一般社団法人
沖縄県介護支援専門員協会
会 長 大 城 則 子 様

沖縄県福祉保健部
高齢者福祉介護課介護指導班

「介護予防通所介護の利用料に関する質問」について（回答）

平成 23 年 11 月 15 日付沖介協第 92 号にて照会のありました標記について、当方の見解は下記のとおりです。

記

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 100 条第 2 項において、「指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。」とあることから、法定代理受領外のサービスを実施し、その費用を受け取ることは可能と思われます。

ご質問の「週 2 回の利用が適正と決定されたが、本人の希望で週 3 回以上利用する場合に法定代理受領外の料金を徴収すること」については、厚労省発出の Q&A において、

〔質問〕介護予防通所介護、介護予防訪問介護等の定額制のサービスを利用している者から、介護予防ケアマネジメント、介護予防通所介護計画等に基づくサービスとは別に、あくまで利用者の個人的な選好によるサービスの提供が当該事業者に対して求められた場合、当該サービスについては、定額報酬の対象外ということによいか。

〔回答〕介護保険の給付の対象となるのは、適切な介護予防ケアマネジメント、介護予防通所介護計画等に基づくサービスであり、これとは別にあくまで本人の選好により当該事業者に対して求められたサービスについては、介護保険による定額払いの対象とはならないものである。

18.4.21 介護制度改革 information vol.96 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A(vol.3)

とあることから、適切な介護予防ケアマネジメント・介護予防通所介護計画等の範囲を超えた利用者の選好によるサービスは、介護保険による定額払いの対象外となり、別途費用を受け取ることが可能と考えます。